

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター役員及び評議員の報酬
並びに費用に関する規程

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター規程第21号

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター役員及び評議員の報酬並びに費用
に関する規程を次のとおり定める。

平成23年5月27日

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター評議員会

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター役員及び評議員の報酬
並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター(以下「本センター」という。)定款第19条及び第40条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事といい、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。次号にいう費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通信費、旅費・交通費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

- 2 常勤役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員が本センターの事務局職員を兼ねるときは、これを支給しないものとする。
- 3 常勤役員の報酬は常勤役員俸給表(別表)に基づく定例役員報酬とし、賞与は支

給しない。

4 役員及び評議員の退職手当は、これを支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤理事の定例役員報酬月額は、常勤役員俸給表(別表)のうちから、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

2 常勤監事の定例役員報酬月額は、常勤役員俸給表(別表)のうちから、会長が評議員会の承認を得て、決定するものとする。

(支給方法、支給日)

第5条 常勤役員の報酬は通貨をもって支払うものとし、その支給方法、支給日については、本センターの職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に準じるものとする。

(費用)

第6条 本センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席する場合の旅費については、前項の規定にかかわらず、請求があったものとみなし、本センターの旅費規程により支払うものとする。

3 常勤役員に対しては、通勤に要する費用として、通勤手当を支給するものとし、その計算方法は職員給与規程に準じるものとする。

(公表)

第7条 本センターは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年5月27日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表(単位:円)

| | 月額 | | 月額 |
|-----|---------|------|---------|
| 第1号 | 350,000 | 第7号 | 410,000 |
| 第2号 | 360,000 | 第8号 | 420,000 |
| 第3号 | 370,000 | 第9号 | 430,000 |
| 第4号 | 380,000 | 第10号 | 440,000 |

| | |
|-------|---------|
| 第 5 号 | 390,000 |
| 第 6 号 | 400,000 |

| | |
|--------|---------|
| 第 11 号 | 450,000 |
|--------|---------|